法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

環境地域協力が直面する問題点と克服策の展望 : メコン川流域開発計画の事例

下村, 恭民 / Shimomura, Yasutami / Fuwa, Yoshitaro / 不破, 吉太郎

(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
人間環境論集 / 人間環境論集
(巻 / Volume)
大学院特集号
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
18
(発行年 / Year)
2003-06-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00004479

環境地域協力が直面する問題点と克服策の展望:

―― メコン川流域開発計画の事例 ――

下 村 恭 民 不 破 吉太郎

我々は、前回の共同執筆論文(「環境安全保障と地域協力:信頼醸成の条件とドナーの役割」 法政大学人間環境論集第2巻第1号、2001年12月)において、環境安全保障に関する学説レビューを行い、「環境安全保障論については様々な側面から議論や実証研究がなされてきたが、今後の課題は、自然資源を協調して管理し、正和ゲームを実現することにより紛争を予防する上で予想される問題と、その克服策に関する事例研究の蓄積である」ことを示した。(下村・不破2001)。

先進8カ国会合でもこのような視点からの協 議が行われてきている。1999年3月のG8環境大 臣会合においては、「環境破壊、資源の欠乏及び その結果生ずる社会・政治的影響は、それらが 内戦又は国家間の紛争を惹起し、又は悪化させ るおそれがあるという点で安全保障に対する潜 在的脅威である」とされた。紛争予防に関する 宮崎イニシアティブでも、「水等の天然資源をめ ぐる争いから生ずる紛争の要因に対処するため、 経済・開発援助を活用し、かかる紛争の要因を 管理するための地域的取組を奨励する方途」に ついての検討が行われた。2002年6月のG8外相 会合においても、「G8は、共有された水資源の 持続的な管理に貢献し、かつそのような管理を 推進することを希望し、(中略) 関心国及び共有 された水資源の管理を支援することを目的とし ている地域協力機関との間で、自らの経験及び 知見を共有する用意がある。」 との表明が行わ れ、(1)水資源の統合的な管理を流域レベルで行 うことを通じた紛争の予防、(2)主権尊重、(3)水 問題を平和的に解決し、相互に利益が生じるた めの協力による信頼構築、開発促進の機会の提

供、の3つの原則によるアプローチが謳われている。具体的には、(1)河岸諸国に対し、すべての水の利用が平和への触媒となるような水の使用と、共有された水資源の持続可能な利用と保護のための共通のビジョン(公正で効果的な紛争解決のためのメカニズムを含む。)の策定、(2)国際河川及び国際湖沼の保護及び利用に関するへルシンキ協定(1992年、国連/欧州経済委員会)並びに国際河川の非水運利用のための国連協定(1997年)に留意した、水資源管理問題に関する効果的な地域的取決めの作成が慫慂されると共に、(3)水資源の開発、管理、保護及び利用に関して、統合的な水資源の管理及び良い統治を推進するための開発援助の利用などが謳われている。

(出所) 2002年6月G8外相会議、〈紛争と開発に関するG8イニシアティブ〉、共有された水資源に関する協力的かつ持続的な管理の推進。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ summit/kananaskis02/g8gai_f_ini.html (2002年6月18日アクセス)

しかしながら現実には、豊かな自然資源、環境資源が関係国などによる無秩序な利用によって破壊される例、あるいは関係国間の利害対立から紛争を生む例も多い。とくに、各国が協力のもたらすメリットを認識しつつも、自国の利益や主権を主張するのはよく見られる傾向である。

本稿では、メコン(Mekong)川という国際河川を事例として取り上げ、①水資源利用を通じた流域各国間の協力関係あるいは信頼酸成装置の構築の試みをレビューし、②その過程で発生している域内の紛争いを分析し、③紛争の緩和

2

や予防の可能性について検討する。

1. メコン川流域開発計画

メコン川はチベットを源とし、中国雲南省、ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムを経て南シナ海に注ぐ、流域面積約79.5万平方km、総延長4620kmに及ぶ世界有数の大河である。このうち、中国領内の流域面積は16.5万平方km、延長約2000kmである。(堀、1996、P.2、及び図1参照)

メコン川委員会(Mekong River Commission、 以下MRCと略)クリステンセン事務局長によれ ば、現在のメコンを取り巻く状況は以下の通り である。

過去30年でメコン川下流諸国の人口は倍 増し、2025年までには更に30~50%増加し、 1億人以上に達する見込み。このため自然 資源や食糧、水、エネルギーへの圧力が高 まる。メコン川からの漁獲高は年間百万ト ン以上で、漁業は何百万人もの流域人口の 食料と所得の源である。瀾滄江(中国内で のメコン川上流本流の呼び名。英語名は Lancang River。)・メコン流域4カ国(中国、 ミャンマー、タイ、ラオス) が2001年に締 結した商業航行協定は、中国雲南省のシマ オからラオスのルアン・プラバンを経由し、 東北タイに至る主要な航行路を開くことに なる。この新たな交易ルートは、ラオスの 後進地域や東北タイの人々のマーケット・ アクセスを髙める一方で、中国からの輸入 品との短期的な競合問題や、ルアン・プラ バン付近の流れの速い浅瀬などを除去する 河川工事により、漁業などに負の影響をも たらす可能性も秘めている。新たな交易ル ートによってもたらされる環境・経済・社 会面の変化が、メコン下流諸国の自然資源 に及ぼす影響を、十分考慮する必要がある。 そのためには、これまでの国際条約や協定 によって培われてきた政策、基準、知識が 重要である。国際河川を共有する国の間で は、主要な河川工事や土地・水利用の変化

をお互いに通知し、国際的な環境影響評価 基準を適用することが、重要な「ルール」の 一部である。メコン流域のような環境にお いては、あるセクターの益となることが他 のセクターにとって害となる危険は十分に ある。アジア開発銀行(Asian Development Bank, ADB)、国連アジア太平洋経済社会委 員会 (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. ESCAP)、MRC、世界銀行、国連開発計画 (United Nations Development Programme, UNDP)、二国間援助機関、シビル・ソサェ ティーなどが、既存の協定や合意を踏まえ て、メコン川関連の自然資源管理につき協 議することが必要である。ASEAN もこのよ うなプロセスに積極的に関与すべきである。 (Kristensen, 2001)

(1) メコン川流域開発の歴史

1957年に、メコン川下流域 4 カ国(ラオス、タイ、カンボジア、および南ベトナム〈当時〉)は、「メコン川下流域調整委員会約款」(Agreement on the Committee for the Coordination of Investigations of the Lower Mekong Basin)に調印し、同委員会(通称、メコン委員会)が発足した。中国は当時、国連未加盟であり、ミャンマーは、同委員会のような地域機構には加盟しない方針であったため、メコン委員会は上記下流 4 カ国のみを加盟国として設立された。(中山1997 p. 18)。(この時点で中国が加盟しなかったことが、後に見るような問題につながっていく)。

同委員会は世界銀行、先進諸国などの支援を得て、メコン川流域開発に関する様々な調査を行った。5年の歳月をかけて、1970年に完成した「指示的流域開発計画」(Indicative Basin Plan)はその代表的なものである。(これらの詳細については、堀 1996参照)。しかし、ベトナム戦争後のベトナム社会主義共和国の誕生、カンボジアのクメール・ルージュ政権の誕生とその後の混乱などから、計画はラオスのナムグム・ダム(Nam Ngum Dam)のような一部の例外を除いて、実施に至らなかった。

1975年にカンボジア、ラオス、ベトナムのインドシナ3国が社会主義化したことに伴い、1976~1977年におけるメコン委員会の総会に、これら3カ国は代表を派遣せず、委員会としての活動は停滞した。1977年になってカンボジアを除く下流3カ国は、メコン委員会の再会に向けて協議を開始し、1978年には暫定メコン委員会が、タイ、ラオス、ベトナムの3カ国により設けられたが、この時点では未だカンボジアからの意思表示がなく、同国からの情報が得られないために、基本データの収集・整備すら支障がある状況が続いた。

メコン開発への新たな動きが出てきたのは、 冷戦が終わり、1990年代に入ってからであった。 1991年6月、カンボジアのシアヌーク国王がメ コン委員会復帰の意向を表明した、同年10月の パリ和平会議を経て、11月のメコン暫定委員会 総会でカンボジアの復帰が検討されたが、メコ ン川の水利用をめぐるタイとベトナムの対立 (後述) から実現しなかった。しかしこのころか ら、上流の雲南省瀾滄江での漫湾ダムの開発が 始まったことから、下流国同士がまとまる必要 が認識され、約3年の協議を経て、1995年4月 に、「メコン川流域の持続可能な開発に関する合 意」(Agreement on The Cooperation for The Sustainable Development of The Mekong River Basin) が、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム の下流4カ国により締結され、メコン川委員会 (Mekong River Commission、以下MRCと略) が発足した。

日本政府も、インドシナ情勢の好転を受けて、メコン川流域開発を積極的に支援してきている。1993年12月には、東京でインドシナ総合開発フォーラム(Forum for the Comprehensive Development of Indo-China)準備会合を、その後、1995年2月には、同フォーラムを開催し、メコン川流域諸国に対する国際社会からの支援強化に向けて働きかけた。日本政府は、アジア開発銀行が積極的に関与している(後述)、大メコン川流域協力計画(Greater Mekong Subregional Cooperation Program、以下GMSプ

ログラムと略) ² にも協調融資や「日本特別基金」 (Japan Special Fund) などを通じて支援している。

MRCにはメコン川下流4カ国のみが参加しているのに対し、GMSプログラムには、中国(雲南省)とミャンマーも含めた、メコン川流域6カ国の全てが参加しているのが大きな相違である。

(2) メコン川流域開発計画の概要

中国、ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムと、6カ国に跨るメコン川流域の開発は、各国政府が、国際機関や先進諸国の支援を得つつ、民間企業や農民、漁民などの多くの関係者と共に進めている。これらの全体像を描くことは、本稿の範囲を越えるものである。日本のODAによる支援のみをとってみても、表2に見るように様々な分野で、無償・有償資金協力や技術協力を通じた支援が行われている。

以下では、本稿の基本テーマである、「関係各国政府、地方政府、地域住民などの関係者間で、国境を越えた環境地域協力と信頼醸成を正和ゲームとして成立させるための条件とその制約要因は何か」という視点から、メコン川流域開発計画を概観していきたい。

〈大メコン川流域協力計画(Greater Mekong Subregional Cooperation Program: GMSプログラム〉

1980年代末までは、大メコン川流域協力計画 (GMS) 諸国の間の関係は緊張しており、地域協力はおろか貿易や人の交流も限られたものであったが、冷戦終結と、ベトナムなどの旧社会諸国の市場経済への移行開始を契機に、アジア開発銀行 (ADB) がイニシアティブをとって、1990年代初頭から GMS諸国間の協調を進め、1992年には GMSプログラムが開始された。(但し、ADBの役割はあくまでも側面からの支援を行うファシリテーターであり、GMSプログラム推進の意思決定は GMS諸国自身によって成されたものである。)

GMSプログラムの推進に際しては、現実的な結果重視型のアプローチが採られ、1994年4月のGMS閣僚会議では、全てのメンバー国の合意が成立しなくても、関係国の賛同が得られれば、GMSプロジェクトは実施され得る旨の合意が成立した。GMSプログラムの当初の対象はGMS諸国内を結ぶ運輸・エネルギーなどのインフラ整備が中心だったが、その後、人材開発、観光、環境、貿易、投資などの分野にも対象が広がっていった。

これらの分野ごとにワーキング・グループやセクター・フォーラムが形成され、世銀や日本などの国際機関や先進諸国も参加した。インフラ整備などの地域協力プロジェクトの準備や、GMS閣僚会議やセクター会合準備などの支援に、ADBは日本政府の拠出による「日本特別基金」などによる総額56百万ドルに達する技術援助を行った。

GMS諸国が優先度を与えたプロジェクトは100件以上に上るが、その内、GMSプログラムに基づき、10件の地域協力インフラプロジェクトが実施されており、その総所要コストは約20億ドルに達する。このうちADBは運輸とエネルギー分野の6案件に7.7億ドルの融資を行った他、2.34億ドルの協調融資をまとめた。(不破2001をADBのGMS関連ホームページからアップデートしたもの。以下同様。)

GMSプログラムは、GMS諸国間の信頼関係 構築の第1段階(1992~94)、セクター調査など を踏まえた優先案件の絞込みなど、協力の枠組 み作りの第2段階(1994~96)、フィージビリティー調査や資金調達など、準備段階の第3段階(1996~2000)を経て、2000年から本格的事業実施の第4段階に到達した、とされている。これまでに完成に至ったインフラ案件としては、ラオスのトゥン・ヒンブン水力発電所(Theun Hinboun Hydropower Project。210MW、流れ込み式。1996年に完成、民活インフラ型³¹、タイに売電中。)がある。技術協力案件では、人材育成、国家間に共通の環境問題に関する環境データ共有・モニタリング・フレームワーク作り、通関

協力、などの分野での支援がある。フィージビリティー調査などの準備作業が行われている主な案件としては、メコン・瀾滄江観光インフラ開発がある。(GMSプログラムの進捗状況関連のADBホームページ情報)。

GMSインフラ案件の実施が動き出したので、民間ベースの合弁事業や中小企業協力促進のためにメンバー国内外の商工会議所などとの協調が図られつつある。特に、タイ、ラオス、ベトナム、ミャンマーを結ぶ東西回廊プロジェクトの調査においては、このような民間経済活動促進も重視している。2002年4月には、ベトナム、ラオス、カンボジアにおける中小企業支援のためのベンチャー・キャピタル・ファンドである、メコン企業基金(Mekong Enterprise Fund:MEF、16百万ドル)がADBの出資を得て発足している。(ADB News Release No.061/02 22 April 2002)

インドシナ和平プロセスの進展がGMSプログラムの促進材料となるのと同時に、同プログラムを推進するプロセス自体がGMSメンバー諸国間の相互信頼を深めた。「国境を越えた財・人の移動の促進協定」が2001年末までにラオス、タイ、ベトナム、カンボジア間で結ばれ、2002年中には中国、ミャンマーもこれに加わる可能性もある。(GMSプログラムの進捗状況に関するADBホームページ情報)。2000年4月には「メコン川上流および瀾滄江間の商業航行協定」がラオス、ミャンマー、タイ間で結ばれた。

2000年1月11~13日、マニラで行われた第9回 GMS経済協力閣僚会合後に出された GMS閣僚 声明は GMSプログラムの戦略的目標として、①ベトナム、ラオス、タイを結び、ミャンマーにも繋がる東西経済回廊の開発、②ヒトとモノのより自由な移動のための国境の開放、③戦略的環境フレームワーク (国境を越えた水利用管理、水力発電計画の累積的な環境影響のアセスメント、森林保全、非合法木材取引の規制など)、④贫困軽減のための地域協力、を掲げている。

2001年11月29日ヤンゴンで行われた第10回

GMS閣僚会合では、アメリカでの9・11同時多 発テロ事件を受け、GMS諸国も含めた成長低下 が見込まれる中で、GMS諸国間の地域協力推進 が一層重要になるとして、今後10年の戦略が採 択された。同戦略の主要ポイントは以下の通り である。(1)GMS諸国はこの地域の開発ポテンシ ャルを実現するために、民間経済活動促進のた めの政策環境 (enabling policy) と実効的なイン フラ・リンケージの強化を図り、域内の貿易・ 投資・観光などの協力を促進する、(2)人材開発・ 職業技術訓練の強化を進める、(3)開発プロセス は公平で持続可能であるべきで、GMSプログラ ムの策定・実施において、社会的利益が十分尊 重されるべきである、(4)GMS諸国内部での調整 部局の強化も必要、(5)今後3年間の優先10案件 (南北回廊5) /東西回廊/南部沿岸回廊/基幹通 信/域内電力網・電力貿易/域内貿易・投資の 促進/民間セクターの参加と競争力の強化/人 材開発・職業技術強化/戦略的環境フレームワ ーク/洪水制御と水資源管理)の総コストは9億 ドル以上、技術援助30百万ドルと見込まれ、ADB は資金調達面で協力する。(ADB News Release No. 176/01, 29 November 2001)

〈メコン川委員会 (Mekong River Commission, MRC) の活動〉

メコン川委員会(Mekong River Commission, MRC)の設立協定、「メコン川流域の水と水資源の持続的開発のための協力協定」の第1章(序文)においては、「メコン川とそれに関連する自然資源と環境は、全流域国にとっての絶大な価値を有する自然資産であることを(同協定締結国は)認識し、建設的でお互いに便益が及ぶような形で持続可能な開発、利用、保全、管理を推進することを再確認し」と述べているが、ここにはメコン川流域を共同で正和ゲームの発想で管理する、との精神が良く表れている。

第3章(協力の目的と原則)においては、協力対象分野として(これに限定しない、との但し書き付で)、「メコン川流域の水と水資源の持続的開発、マネジメント、保全に関する全ての分野、特に灌漑、水力発電、水運、洪水制御、

漁業、木材運送(筏)、リクリェーション・観光 など多様な使途と便益を最適化し、自然および 人間の活動から生じる恐れのある負の効果を最 小にすること」、と規定されている。

同章第5条では、合理的で公平な水利用の確保のため、以下の規定が行われている。

- A. トンレサップ®を含むメコン川流域支流の水を流域内で利用したり、他の流域との間で融通しあう場合には、合同委員会"に通知しなければならない。
- B. メコン川本流において
 - 1. 雨期に
 - a) 流域内で利用する場合には、合同委員 会に通知しなければならない
 - b) 他の流域に分流する場合には、事前に 合同委員会に諮り、その同意を得なけ ればならない。
 - 2. 乾期に
 - a) 流域内で利用する場合には、事前に合同委員会に諮り、その同意を得なければならない。
 - b) 他の流域に分流する場合には、プロジェクト毎に、事前に合同委員会に諮り、その同意を得なければならない。但し、その河川に、どのような乾期においても、すべての関係国で考えられている水利用量を上回る流量があると合同委員会が検証し、全会一致で確認した場合には、事前の協議を行うことでそのような余剰流量の分流は認められ得る。(筆者訳)

水利計画などの策定自体は加盟国が行うが、MRC事務局は、ファシリテーターとしてメンバー国から様々な水利データなどの情報を収集・整理し、流域モデルやデータ・ベースを開発し、モニタリングおよび流域管理(Basin Management)を行うことが主たる目的となる。流域開発計画(Basin Development Plan: BDP)、環境プログラムと並んで、MRCの中核となる三つの活動のひとつである水利用プログラム(Water Utilization Programme, WUP)は2000年4月に

6

始まり、6年間を要する計画である。その目的は、流域における生態系保全を確保しながら、MRC加盟国間の「合理的で公平な」水利用を実現することにある。水利用のルールの策定はMRC戦略計画における中心的な目標の一つとされ、無統制な土地造成、大規模水力発電・灌漑計画により生ずるおそれのある悪影響(洪水、流量減少、水運への支障、塩水浸入、魚の産卵・繁殖パターンへの悪影響など)を避けることが、重要な目的とされている。(MRC 2001a P.12-13)

2001年11月1日のMRC理事会では、メコン川 流域の持続可能な開発に必要なデータの共有が 合意された。これには国土鳥瞰図、水などの自 然資源、農業、舟運、輸送、洪水制御、都市化 と工業化、インフラ、環境・生態系、国および 地方行政の境界線、社会経済状況、観光が含ま れる。MRC事務局は、これらのデータの国際比 較および時系列的比較が可能となるように基準 や指針を作成することになる。

今後、MRC理事会はメコン川の水利用の通知・協議手続きに関する予備的な協議を行い(2002年)、同理事会において、そのような通知・協議手続きと既存の水利用状況のモニタリング・フォームに関する最終合意を行い(2003年)、流量の維持に関するルールを決め(2004年)、水質の維持に関するルールを定める予定(2005年)である。(2001年11月1日付けMRCプレス・リリースMRC No.12/01)。

このように、MRC設立協定は、メコン川という自然資源を共同で正和ゲームの発想で管理する、との発想で作られたもので、同協定を踏まえた取り組みがMRCにより行われつつある。

2. 流域国間の利害対立と紛争の事例

ここまで、メコン川流域の持続的開発に向けた国際協力の動きをレビューしてきた。その一方で、貴重な自然資源、環境資源の利用をめぐる利害対立が紛争につながっていることも事実である。以下では、顕在化している三つの事例を取り上げて、その性格を分析し、次章では、

利害対立を克服して紛争を緩和あるいは予防するための条件を考察したい。

〈事例1:タイとベトナムの対立〉

中山(1997)と堀(1996)に基づき、タイ政府とベトナムとの確執が生じた例をまず取り上げる。これは、現在のMRCが設立される前の段階(カンボジアがメコン委員会への復帰を要請した1991年半ば頃)に、メコン川下流域国同士のタイとベトナムとの間で、水利用を巡って対立が生じたケースである。

東北タイにおける、乾期の水不足の悩みを軽 減するために、タイ政府は、メコン川本流、ノン カイ村付近で水を汲み上げ、延長約200kmの同 水路によりチー川、ムーン川に入れる案(図3参 照)を、東北タイの潅漑農業拡大計画の一環と して1991年に発表した。工期42年、総額400億ド ル以上の大きな開発計画であった。タイ側の計 画では、(1)揚水は雨期にのみ行い、ムーン・チ ー両川のダムに貯め、乾期に両支流流域の水田 の灌漑用とする、(2)揚水は当初は10立方メート ル/秒ほどから始め、その後次第に量をふやし80 立方メートル/秒ないし90立方メートル/秒まで 増やすが、中国における上流(瀾滄江)のダム開 発状況やタイのパモン (Pa Mong) ダム® など の実施可能性の様子によっては、更に一層多く の量を揚水する可能性もある、となっていた。

これに対し下流国であるベトナム側は、(1)乾期のメコン本流流量の3分の1に相当する300~400立方メートル/秒の揚水が行われる恐れがある、(2)乾期のデルタへの塩水遡上により、様々な被害が出る恐れがある、と主張して両国が対立した。

このような両国の対立は、暫定メコン委員会の事務局長としてUNDP(国連開発計画)から派遣されていた事務局長に対して、「ベトナムに加担している」としてタイ政府が、辞任・国外退去を要求し、同委員会が機能麻痺に陥る、という事態を招いた。

この事例は東北タイの開発に関する基本的な

課題と関連している。東北タイはその開発に潅 漑を必要とし、そのためにはメコン本流からの 取水が重要な意味を持っているのである。これ は現在も残っている問題であるが、タイとベト ナム間の政治的対立は、MRC設立協定の締結に よる一応の解決をみた。MRC設立協定の第5条 B-2-b) において、「乾期のメコン本流からの分 水プロジェクトについては、MRCの合同委員会 で事前に合意されなければならない」とされ、 同第7条(負の効果の予防と停止)においては、 「単独もしくは複数の加盟国が、然るべき証拠と 共に、被害を受けているとのクレームを、受け た場合、当該国はそのクレームの真偽が第8条 で決定されるまで、疑いをもたれている原因と なっている行動を直ちに停止する。」とされたの である。

〈事例 2:ヤリ滝ダム (Ialy Dam)

この事例は、MRCメンバー国であるベトナムとカンボジアの間に生じた。国境を越えた環境影響評価が不十分であったことと、地域住民と地方政府、中央政府の間のコミュニケーションの悪さが事態を深刻にした。Badenoch, Nathan. 2002およびメコンウォッチホームページに基づき、問題を要約したい。

2000年3月に、ベトナムのヤリ(Ialy) 滝ダム (メコン河下流域で最大のダム。表1及び図3右 下参照)の放流により、カンボジアのラタナキ リ (Rotanak Kiri) 県セサン川 (Se San River) の水位が急上昇し、漁民と農民 6 人が溺死する 事故が発生した。この事故が発生した時に、ベ トナムとカンボジアの両国中央政府、および、 国境を挟んだ両国の地方政府間の情報交換はほ とんどなされておらず、住民はダムからの放水 につき、事前に知らされていなかった。カンボ ジア政府の訴えにより MRC が調査したところ、 ヤリ滝ダムの計画において、隣国であるカンボ ジアのラタナキリ県に対する環境・社会的影響 に十分な注意が払われていなかったことが判明 した。ヤリ滝ダムは電力需要のピーク時に発電 される仕組みになっているため、下流へ波状的 に放水する。事故の発生のほかにも、このよう

〈事例3:中国(雲南省)のダム開発〉

この事例は、メコン河上流域の中国雲南省における水力発電計画が下流域に及ぼす影響を巡る、中国とMRCメンバー国との問題である。

メコン川上流は中国内では瀾滄江と呼ばれる。 主として雲南省、四川省、貴州省の電力需要を 満たすべく、全部で14箇所の水力発電用ダムの 建設が予定とされている。(図2参照)

14のダムの総設備容量は2211万kWで、米国テネシー川流域開発公社(Tennessee Valley Authority, TVA) がテネシー川本流に建設した9箇所連続ダムによる総発電容量のほぼ13倍、標高差でも12倍以上の大型開発計画とされる。(堀 1996 p.210)。

中国政府は瀾滄江の一連のダム開発に関し、国内開発上必要不可欠であり、下流諸国にも良く相談して計画を実施している、とのスタンスを取っている(堀 1996 p.443)が、下流諸国は、「瀾滄江の開発は中国のみが考える事項」との姿勢に懸念を抱いており、後述のような問題を提起している。なお、瀾滄江はメコン総流域の全流量の16%を占めている。瀾滄江における水力発電プラントのほとんどは流れ込み式であるが、小湾(Xiaowan、4,200MW)および糯扎渡(Nouzhadu、5,000MW)は、大型貯水池を有しており、そのインパクトは将来のメコン下流における河川変化(flow regime change)の調査に含められるべきである、とされている。(Mekong River Commission 2001b P.51)

瀾滄江とその大支流、溁濞江との合流点の直 下地点にある小湾 (Xiaowan) ダムを例にとっ て、問題点を説明したい。(資料としては堀(1996)、MRCホームページおよびFackler M. 2001に依拠している)。

小湾ダムは今後の瀾滄江開発の鍵となるプロジェクトであるが、南シナ海に至るまでのすべてのメコン川本流とその沿岸に対して、河川流量だけでなく、水質に対しても何らかの影響を与える。堀(1996)は、同ダムが、1996年着工、2004年完工の計画としているが、Fackler(2001)では、2002年着工予定としており、実施が遅れていると判断される。貯水池総容量は153億4000立方メートル、有効容量102億8000立方メートルで、年間流入量約383億立方メートル(1220立方メートル/秒)に対して相当の調整能力がある。(堀 1996 p.223)。

中国政府は、小湾ダムについて次のように主 張している。

- (1) メコン川下流域本流に開発を予定されているラオス領内のビェンチャン北部のルアンプラバン (Luang Prabang)、サヤブリ(Sayaboury)、及びそれに続くタイ東北部のチェンカン (Chiang Khan)、パモン (Pa Mong) の4本流ダム (図3参照)の合計出力が小湾ダムにより81万KW、23億kWhほど増加する。
- (2) ほぼ完成した漫湾 (Man-wan) ダムおよ び建設中の大潮山 (Da-chao-shan) ダムは 若干の調整能力を備えているため、小湾ダ ムの建設期間中に発生すると懸念されてい る河川流量の減少を補うことが可能。
- (3) 小湾ダムサイトの流域は11.3万平方キロメートルで、全メコン川流域のわずか15.2% に過ぎず、メコン河の年間総流量の7.6%の流れを捕捉するのみ。
- (4) 小湾ダムは発電目的のみで運転されるので、灌漑、生活用水、工業用水用に水を使用することはしない。従って建設中も建設後も小湾ダムによる水量減少は起こり得ない。
- (5) 小湾ダム建設後、その下流での乾季の河 川流量は現在の275立方メートル/秒から968 立方メートル/秒へと増加し、河川水位は上

昇する。従って、下流の水運は改善される。 全下流域の本流の水路の水位も上昇し、更 にメコンデルタへの海水進入を減少させる 効果がある。

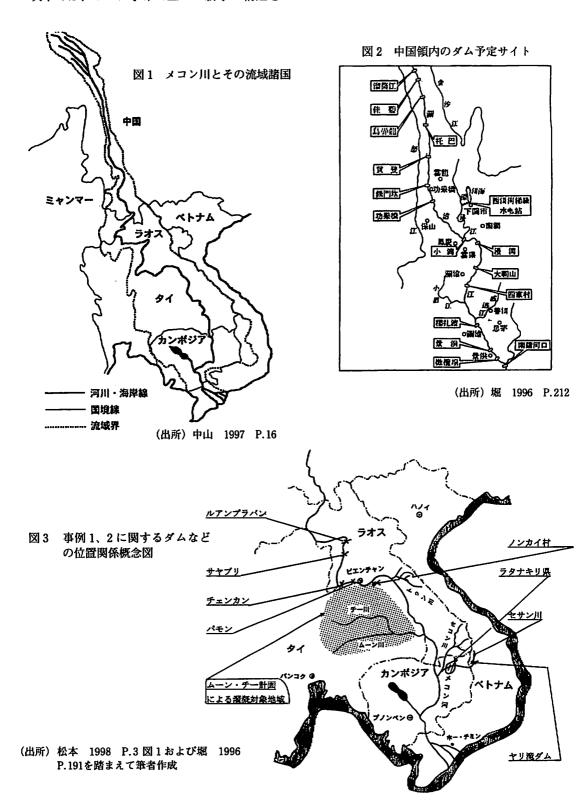
- (6) 小湾ダム貯水池によって流入する沈泥は 全て貯留され、そのため、ダム下流の水路 の堆砂量は軽減され、舟運も改善される。
- (7) 小湾貯水池周辺の森林を涵養し、土壌および水を保全し、貯水池を操作することによって、ダムより下の水質は改善され、洪水ピークは減少する。(堀 1996 P.224)

一方、下流4カ国において懸念される問題点 として以下が挙げられている。

- (1) メコン川の本流にダムを設けてメコン・デルタの水を大きく統御すると、ベトナムの海岸平野と河口氾濫原の塩害問題が深刻化する、(南シナ海は干満の差が大きく、潮位差は3~4mにも及び、その影響はプノンペンを超え、河口から410km上流まで達する(堀 1996 p.296)。
- (2) 中国はダム建設により下流諸国の雨季の 洪水防止効果と乾季の水不足軽減効果があ る、と主張しているが、毎年の洪水に依存 するカンボジアのトンレサップ湖における 漁業に大きな悪影響を及ぼす。
- (3) ラオスの農民も洪水後の肥沃な土地に植え付けをしてきており、農業にも影響が出る。
- (4) 体重290kgにも及ぶ巨大ナマズなどの希少な魚種の産卵・繁殖場所にも悪影響を及ぼし、流れの減速や水温の上昇などにより魚類の減少をもたらす。

中国政府はこのような批判が誇張されたものとしつつも、一定の環境ダメージは不可避であることを認めている。しかし、雲南省の工業化と生活水準の向上にはダムが必要との立場をとっている。(Fackler M. 2001)

以上のような事例を通じて、メコン川流域に おいて、国境を越える環境問題や中央政府と地 方政府、地域住民間の調整などが問題となって いることが明らかとなった。 次章では、ここに挙げた三つの紛争の構造を 分析し、緩和と予防の可能性を考察したい。



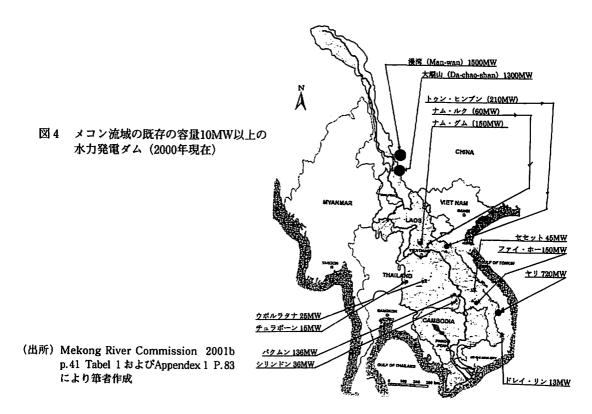


表 1 メコン流域の10MW以上の完成済み水力発電ダム

(2000年6月現在)

〈国〉 ダム名	本:本 支:支	流流	流:流込み式 貯:貯水池式	発電能力 (MW)	完成年
〈中国〉			× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		
一	-4-		No.		
	本		流	1, 500	1993
大朝山 (Da-chao-shan)	本		流	1, 350	(2000末見込)
〈ラ オ ス〉					
ナムグム(Nam Ngum)	支		貯	900	1971-85
セセット (Xeset)	支		流	150	1991
トゥン・ヒンプン(Then Hinboun)	支		流	1, 645	1998
ハイ・フォー(Houay Ho)	支		貯	600	1999
ナム・ルク(Nam Leuk)	支		貯	184	2000
(タ 1)					
シリンドム (Sirindhom) (#)	支		貯	115	1968
チュラボン (Chulabhom)	支		貯	62	1971
ウボルラタナ (Ubolratana) (tt)	支		貯	75	1966
パクムン (Pakmun)	支		流	462	1997
〈ベトナム〉					
ドレイ・リン(Dray Ling)	支		流	70	1995
ヤリ (Ialy)	支		貯	3, 642	2000-01

(註) タイのシリンドムおよびウボルラタナ発電ダムについては潅漑目的もある。

(出所) Mekong River Commission 2001 b) p.41 Table 1.より筆者作成

表 2 日本のODAによるメコン川地域開発への支援

分 野、案件名	無償資金協力	有假资金協力	開発調査	技術協力
総 合 中部重点地域総合社会経済開発計画(ベトナム) 首都圏・シハヌークヴィル成長回廊地域総合開発計画調査(カンボジア) 東北部国境地域総合開発計画(タイ) サバナケット地域総合開発計画(ラオス) ラオス国境経済特別区開発計画(ラオス) メコン川流域水文モニタリング計画調査(メコン川委員会)			000000	
道 路 国道 6A 号線修復計画 1,2期(カンボジア) 国道 6・7 号線修復計画 1,2期(カンボジア) 国道 7 号線の復計画 1,2期(カンボジア) 国道 8 号線建設機材整備計画(ラオス) 国道 9 号線改修計画 1,2期(ラオス) 第 2次国道 9 号線改修計画 (ラオス) 第 2次国道 9 号線改修計画 (ラオス) の 1,2期(ベトナム) の 1,2 期(ベトナム) の 1,2 期(ベトナム) 地方幹線道路網改良工事 1,2 期(ダイ) ラオス国南部地域道路改善計画調査(ラオス)	000000	00	00	
橋	0000000	000	00	
鉄 道 南北縦貫鉄道整備計画(ベトナム)			0	
空 港 ヴィエンチャン国際空港改修計画 1,2期(ラオス) 第 2 パンコク国際空港建設事業 1,2,3,4期(タイ) ハノイ新国際空港開発計画(ベトナム)	0	0	0	
港		0000	000	

分野、案件名	無償資金協力	有償资金協力	開発調査	技術協力
通信 	00			
電 力 ナム・ルック水力発電計画(ラオス)		0		
環 境 タイにおける酸性雨対策戦略(タイ)			0	
人材育成 日越人材協力センター建設計画(ハノイ/ベトナム) 日越人材協力センター建設計画(ホーチミン/ベトナム) ラオス国立大学施設・日本・ラオス人材協力センター建設計画 1,2期(ラオス) 日本人材育成センター(ハノイ、ホーチミン/ベトナム) 第三国専門家派遣(ベトナム) 第三国専門家派遣(カンボジア) タイ国国際寄生虫対策アジアセンタープロジェクト(タイ) アセアン工学系高等教育ネットワーク(タイ)(予定) 第三国研修(タイ) ラオス国立大学工学部ディプロマ教官学士号取得プログラム(ラオス) 日本人材育成センター(ラオス) 第三国専門家派遣(ラオス)	00	:		0000000000

以下のいずれかを満たす案件。ただしインドシナ諸国に対する本格的な援助を再開した91年度以降の案件のみ。(1)地域諸国の国境を跨ぐもの(純粋な広域案件:例、第2メコン国際橋)と(2)(それ自体は国内案件だが)地域諸国の国境を跨ぐ構想の一部を構成するもの。(例:ラオス国道9号線改修、越ハイヴァン・トンネル建設(「東西回廊」の一部)、(3)(それ自体は国内案件だが)地域近隣国に援助効果が及ぶことが期待されるもの(例:空港案件、広域研修)、の3種類の案件が含まれている。

(出所) 外務省ホームページ、

| http://www.mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_3/m_kaihatsu/field.html (2002年7月14日アクセス) より筆者作成

3. 紛争の構造とその意味

(1) 分析の枠組みと分析用具

ケネス・ボールディングは、紛争に関する彼の古典的な名著において、紛争の一般的枠組みを規定する以下のような概念セットを提示した(ボールディング 1971 pp.6-11)。われわれも、この枠組みに沿ってメコン川流域の事例を整理することから始めたい。

a) 当事者 (party): 紛争に関係する行動単位 (behavior unit)。後に述べるゲームの理論 でのプレーヤー (player、意思決定を行い行 動する主体) に相当する。メコン川の事例 の場合には、流域 6 カ国の政府がこれに該

当することは確実であるが、国の枠を越えた国際NGOが当事者となる可能性があるし、また、ある国の中で中央政府、地方政府、コミュニティなどがそれぞれ当事者となる状況(たとえば「ヤリ滝の事例」)も想定される。

b) 行動空間 (behavior space): 行動単位の行動が発生する可能性の範囲。メコン川の事例では、基本的に広い意味でのメコン川流域を行動空間として想定するのが妥当であろう。各当事者の取るすべての行動は行動空間の中の「位置」(position)として示される。

- c) 競争 (competition):各当事者の意図が同一の位置を指向していれば、彼らの意図は相互に両立しない。このような状況を競争という。メコン川流域の各国は、その豊かな自然資源、環境資源のもたらす便益を十分に認識しているであろうから、その利用に関わる数多くの領域において互いに競争状態にあるといえよう。
- d) 紛争 (conflict):各当事者が競争状態にあることを意識 (aware) していて、他の当事者と同じ位置を占めようと欲求して (wish) いる状況を指す。すべての競争が紛争に発展するわけではない。たとえば、一方が欲求を断念すれば紛争は発生しない。ボールディングは、競争が紛争状態に至らない例として、同じ食料源に頼りながら、一方は昼間に他方は夜間に行動する二種類の昆虫の例を挙げている。

メコン川流域の持続的開発をめぐる状況は、基本的に「複数の当事者が存在し、それぞれが一定の目的の実現を目指して相互に依存し合っている状況」という意味で「ゲーム的状況(game situations)」(岡田 1996 p.2)といえる。そこで本稿では、ゲームの理論に基づいて前述の三つの紛争を分析し、紛争の克服と予防の可能性を考えたい。経済学の他の分析用具と同じように、ゲームの理論を構成する諸前提には(に設定して、ファロファキス1998に詳しくに説明されているように) 現実への接近にとって重要な制約があるが、この制約を十分に考慮すれば、メコン川流域の事例の分析にとって有用な用具であると考える。

(2) 事例 1 (タイとベトナムの利害対立) の 意味

事例1は、「ゼロ和ゲーム」(zero-sum game)の基本的特徴を備えている。すなわち、タイが一定量の水をメコン本流から取り入れて灌漑に使用することによって、その分だけ下流のベトナムの利用できる水量が減少するという構図は、二つのサプライヤーが寡占状態の市場シェアを争う場合と同様に、プレイヤーの利得の和がゼロで、両者の目的は完全に相反しているからで

ある。

このようなゼロ和ゲームを当事者間だけで解決・緩和することは、なかなか難しいが、ボールディングは共存しながら問題解決に向かう三の道筋を示した(ボールディング 1971 pp.380-381)。第一は「和解」であり、当事者双方が同じ「位置」を"共有"する方向で問題を解消する。第二は「妥協」であり、双方とも自分の最適の状態を指向して紛争を激化するよりも、最適を下回る状態で解決することを選択する。第三は「審判」であり、外部者あるいは外部の機関の助言を受けることで合意する。審判が機能するためには、紛争を管理し裁定するシステムに相当しているといえるであろう。

ただ、制度が導入されても紛争当事者たちの姿勢しだいでは効果は期待できない。特に、1990年代初頭のインドシナ半島では、長年にわたって「自由陣営」の「最前線国家」(frontline state)であったタイと、社会主義体制下のインドシナ三国の盟主であったベトナムとは、互いに仮装敵国としての歴史を終えたばかりであり、また、域内で唯一の新興市場(エマージング・マーケット)タイと、無視できない経済潜在力を保有するベトナムとは、将来のライバルとなる関係であった。

それでは、なぜ設立協定が遵守されたのだろうか。二つの主要な理由が考えられる。第一は、タイ政府が、協定を履行しないことによって得る便益と費用とを比較して、便益が相対的に小さいと判断した可能性である。第二は、協定によってメコン川流域の水利用ルールが明確になり、加盟国が相互に取りうる(あるいは取りえない)行動を予測することが容易になったことの効果である。MRC設立協定が信頼醸成装置として一定の役割を果たしているといえよう。

第二の事例(ヤリ滝ダム)と第三の事例(雲南省の水力発電計画)は、開発計画が他の関係者に与える外部不経済という要素を共有しているが、上流側と下流側の関係を規定する行動空間の性質に大きな差があり、それによって当事

14

者間の関係の違いが生じている。二つの事例を 順次、検討することとしたい。

(3) 事例 2 (ヤリ滝ダム) の意味

ベトナムのヤリ滝ダムからの放流による、カンボジアのラタナキリ県、セサン川流域での漁民・農民への被害発生には、二つの主要な背景要因が見出される。第一に、ヤリ滝ダム建設に関するベトナム政府のフィージビリティ調査では、環境評価が十分でなかっただけでなく、近隣諸国への影響が考慮されていなかった。第二に、放流の際に、両国政府間の情報連絡網はほとんど機能していなかった(Badenoch, Nathan 2002 p.1)。

カンボジア側からの抗議に対してベトナム政府が「今後は放水の7日前までに通知する」との確認を行ったこと(『朝日新聞』2001年12月14日)から判断して、ベトナム側は問題の所在を認識し、問題解決への努力の意図を持っていると考えられる。ただ、これが被害防止につながるためには、幾つかの条件が満たされねばならない。

舩橋晴俊は、環境問題の解決プロセスに二つ の異なった領域、「個別問題の解決過程」と「制 度の変革過程 | があり、前者が後者に発展する ことによって、その社会の対応能力が髙まると している (舩橋 2001 pp.1-3)。 われわれが対象 としている個別の問題を緩和するために最低限 必要なのは、放水の情報がカンボジア政府を経 由して地域住民に伝達され、彼らに対応策を準 備する余裕を与えるための仕組みである。ラタ ナキリ県はカンボジアの中でも辺境に位置する ため、村々に連絡するための通信手段がほとん どないという(前出「朝日新聞」)。したがって通 信システムの整備が不可欠であるが、カンボジ ア政府には技術面・予算面で制約があり、外部 からの技術・資金協力が必要となろう。また、こ うしたハード面の整備だけでは被害防止に不十 分であり、すべての地域住民に対して周知を行 うソフト面の改善も急務である。そのために必 要な地方行政の末端での能力強化や、行政と住 民との意思疎通の改善に対する技術協力も求め られる。さらに、放水に関する情報を伝達するだ けでなく、セサン川流域の流量をモニターして 警報を発するシステムなど、最低限の洪水制御 システムを導入することが望ましい。これが個 別問題の緩和に最低限求められる要素である。

ただ、カンボジアの現状から考えれば、辺境 部への援助予算配分を期待すること、地方行政 の末端に意味のある役割を期待することは非現 実的かもしれない。また、これまでの経緯を見 るかぎり、ベトナム政府がこの問題を深刻に受 け止めて、放水情報の伝達以上の対応を考慮し ていることを示す積極的な材料はない。このよ うな状況下で放水被害に体系的に取り組むため には、MRCの介在による「制度的変革過程」が 不可欠となる。MRCでこの問題を取り上げ、ベ トナム、カンボジアの両政府代表をも加えた専 門家グループによる掘下げた検討を行って、複 数国にまたがった環境影響評価の原則を確立し、 総合的洪水制御システムの構築を計画し、放置 されたままになっている補償問題を議論するの である。また、ヤリ滝ダム問題に関連するこの ような諸措置に関する財源(必要ならばODAを 含む)が確保されるよう、MRCが調整、勧告す ることも重要である。

ベトナム、カンボジア両国が、この問題を現状のまま放置することの「費用」を認識すれば、両国の対応に変化が生じる可能性がある。国際機関であるMRCのテーブルは、そのための第一歩であるといえよう。

(4) 事例3 (雲南省の水力発電計画)の意味この事例と前述のヤリ滝ダムの事例との間には、類似点もあるが二つの基本的な差がある。第一に、ヤリ滝ダムの場合には、「行動空間」としてメコン川流域という地理的空間に加えてメコン川委員会 (MRC) の枠組みがあり、紛争緩和のための「裁定」が期待できるのに対して、本件をめぐる中国と下流4カ国は、地理的空間を共有しているだけである。第二に、本件をめぐる中国政府の姿勢は、ヤリ滝ダムに関するべトナム政府の姿勢よりも非協調的であって、各種の対話には協力するものの、基本的には「国際河川であっても、自国内の水の使用は主権の範囲」との原則を崩していない(「朝日新聞」

2002年2月6日)。中国は外部のだれからも干渉 されることなくダム建設を進めることが可能で あり、下流国にとっての交渉力は非常に限られ ているように思われる。

この事例をめぐる問題の緩和を探る上で、か つてトマス・シェリングが提示した「脅迫者」 (threatner) と「被脅迫者」(threatnee) のゲーム は示唆にとむモデルである(Deutsch 1968 pp. 124-130、ボールディング 1971 pp.306-315)。 シェリングによれば、「脅迫」に関する二つの当 事者の利害が対立していても、両者は「脅迫が 実行されない方が望ましい」という点で共通の 利益を持ちうる。数次にわたる警告に続いて核 攻撃のボタンを押す意思決定を行う大統領の立 場が、これに該当するであろう。また、脅迫者 が合理的選択(rational choice ゲームの理論の 前提でもあるこの前提の限界については後述す る)を行うと想定するならば、脅迫が実施され る際の「費用」が高くないことを望むと考えら れる。

中国政府あるいは雲南省政府は、下流諸国の「国境を越えた総合的環境評価の要求」や「ダム建設計画の再考」に対しては消極的であろう。しかしながら、中国側もダム建設が引き起こす派生的影響(副作用)を抑えたいとする動機を持つと考えられ、現に、中国政府は、中国の協調的姿勢を色々な場でアピールしてきた。

たとえば、2001年11月にヤンゴンで開催された第10回「大メコン川流域協力計画(GMS)閣僚会議」で、中国の代表は以下のような発言を行った。(1)中国は1994年以来、国内の複数機関の利害調整を行う組織を設置して、CMSに積極的に協力してきた。(2)アジア開発銀行がCMSに果たした役割を高く評価し、引き続いての支援を期待する。(3)上流・下流の間の水利用をめぐる利害調整につき、関係各国の間で合意を得られる形で進めていけると確信している。

また、中国政府は2002年4月1日にMRCとの間で協定を結び、メコン川の水位・流量に関する情報を下流諸国に提供することに合意した。この協定に基づき、中国水資源省は、瀾滄江の漫湾とユンジンゴン(Yunjinghong)にある計測所の計測データを、24時間ごとにオンラインで

MRC事務局に提供することとなっている (MRC プレスリリースMRC No.7/02 2002年4月1日)。 さらに、江沢民前国家主席は、2002年5月10日の上海でのアジア開発銀行総会での演説において、地域協力を強く支持した。

これらは、域内協力を求める下流諸国の交渉の手がかりにはなろう。雲南省の水力発電開発をめぐる問題の今後の進展は、当事者である中国(あるいは雲南省)政府の価値体系(意思決定に当たって何を重視し、何を重視しないかの体系)が必ずしも明らかでないからである。この点に関する情報は、今後の交渉を重ねる過程で増加するであろうが、的場泰信・元メコン委員会事務局長の以下のような指摘は、示唆に富むものといえる。

- ・ 当面、短期的には中国から見て、MRCに加盟 するメリットが少ないのではないか。
- ・但し、中国は、雲南省において焼畑農業を禁止するなど、それなりに下流諸国への環境影響に配慮しており、将来的にはMRCに加盟することもあり得るとしている。
- ・2002年4月1日にMRCとの間で協定を結び、 メコン川の水文データを下流諸国に提供する ことに合意したこともその布石とも言えよう。 (2002年8月18日のインタビュー)。

4. 結論

流域諸国の国際協力によって、メコン川の巨大な自然資源・環境資源を、域内各国が共によりよい状態となる正和ゲームの形で利用する試みは、まだ緒についたばかりであり、その前途には、ここまで見てきたように色々な困難が存在している。しかしながら、事例1におけるタイ政府の行動に明らかなように、各国が自己の利益のみを無秩序に追求して、共有の資源を破壊・枯渇させてしまう「コモンズ(共有地)の悲劇」(tragedy of commons)は賢明に回避されている。それでは、今後の域内協力をどのように展望できるだろうか。

本稿では、ゲームの理論に基づいて域内各国 の相互関係を分析してきた。そこでは、各当事 者が自分の利得の最大化を目標として合理的に 行動し、お互いがそれを共通に認識している「合 理的選択」の枠組み(岡田 1996 pp.3-5)を前提としている。しかしながら、事例3の最終部分で示唆したように、各国は互いの価値体系を熟知して接触しているわけではないことに留意する必要がある。接触が重なるにつれて、各当事者が他の当事者の考え方や行動原理に関する知識を深め、相手の行動を予測しやすくなるともに、当事者間の信頼関係が醸成されやすくなると期待される。

周知のように、合理的選択の前提の緩和はゲ ームの理論のフロンティアになっており、ハー バート・サイモンが提示した「限定合理性」 (bounded rationality) の概念に沿って現実処理 能力を高めることが課題となっている(青木・ 奥野 1996 pp.32-33およびpp.276-277、岡田 1996 pp. 367-370)。半世紀近く前に、サイモンは 「人間が複雑な問題を定式化したり解決したりす る能力は、それらの問題の規模に比べてはるか に小さい。」ことを指摘して、最適化 (maximizing) ではなく「満足化」(satisficing) こそ、人間 の意思決定の本質であると主張した(Simon 1957 p. 198, pp. 204-205)。これは、メコン川流域の経 済社会の状況や伝統文化の性格から見て、各国 の行動を分析し予測する上で、合理性と自己利 益に大きく依存するよりも遥かに有効と考えら れる。

メコン川流域での正和ゲーム的な協力が決して非現実的でないことを示唆するのは、「すべての社会において、自己中心的な人間の実利的協力が成立している」(セイラー 1998 p.27)事実をある。リチャード・セイラーは、二種類のお主義を挙げている。一つは、協力的な田舎を挙げている。一つは、協力的な田舎を挙げている。一つは、協力的な田舎を挙げている。一つは、協力的な田舎を挙げている。一つは、協力のおり、他は、他人のの協力という形の最終利益を引き出て、他人ののもも喜びを覚える「純粋な利他主義」である(セイラー 1996 pp.31-42)。域内協力をである(セイラー 1996 pp.31-42)。域内協力を積み上げて相互信頼を醸成する上で、二つの利他主義をどのように組み合わせて活用していくかが重要なテーマとなろう。

カール・ドイッチュによれば、「カントをはじめとする哲学者たちは、人々が自分の状況をよ

り的確に認識するにつれて、彼らはより相互支援的に、またより道徳的になるとの見方をとっていた」(Deutsch 1968 p.122)。対話と情報交換の蓄積を通じた域内協力と信頼醸成の実現可能性に希望を失わないようにしたい。

引用文献

- Asian Development Bank (ADB) GMS関連ホーム ページ http://www.adb.org/GMS/default.asp
- ADB News Release http://www.adb.org/Documents/News/2002/nr2002082.asp (2002年7月20日アクセス)
- _____ No.061/02 22 April 2002 "\$16 Million Mekong Enterprise Fund Launched"
- _____ No. 062/02 24 April 2002 "ADB Urges

 Closer Regional Cooperation in Asia to Spur

 Development"
- _____ No.082/02 10 May 2002 "PRC President Jiang Zemin Proposes Closer Regional Cooperation"
- Badenoch, Nathan. (2002), "Transboundary Environmental Governance", World Resources Institute
- Boulding, Kenneth, (1962) "Conflict and Defense A General Theory", Harper and Row, New York, (内田忠夫、衛藤藩吉訳『紛争の一般理論』 ダイヤモンド社 1971)
- Deutsch, Karl, (1968), "The Analysis of International Relations", Prentice-Hall, Englewood Cliffs, New Jersey, 1968
- Fackler Martin. (2001), "Neighbors on the Mekong fear China's Dam Project", International Herald Tribune (2001年10月19日)
- Heap, S. P. and Yanis Varoufakis, (1995), "Game Theory A Critical Introduction", Routledge, London, (荻沼隆訳『ゲーム理論 批判的入門』、多賀出版、1998)
- Kristensen, Joern (2001) "Making best use of the Mekong poses a huge challenge", Bangkok Post 21/05/2001 (MRCのホームページに掲載)
- Mekong River Commission, (1995) "Agreement on The Cooperation for The Sustainable Development of The Mekong River Basin 5 April 1995" http://www.mrcmekong.org/pdf/agree95.pdf (2002年7月19日アクセス)
- ____(2001 a) "MRC Work Programme 2002"

 http://www.mrcmekong.org/pdf/work_pro-

- gram_02.pdf(2002年7月19日アクセス) ____(2001 b)"MRC Hydropower Development Strategy"
- _____(2002 a) "Press Release", MRC No. 5/02, 14 March 2002
- _____(2002 b) "Press Release", MRC No. 6/02, 29 March 2002
- _____(2002 c) "Press Release", MRC No. 7/02, April 1, 2002
 - http://www.mrcmekong.org/media/press2002/press007.htm
- Simon, Herbert, (1957), "Models of Man, Social and Rational", John Wiley & Sons, New York,
- Thaler, Richard, (1992), "The Winner's Curse Paradoxes and Anomalies of Economic Life", The Free Press, New York, (篠原勝訳『市場と感情の経済学「勝者の呪い』はなぜ起こるのか」、1998年)
- 青木昌彦、奥野正寛編(1996)『経済システムの比 較制度分析』、東京大学出版会
- 岡田章、(1996)、「ゲーム理論」、有斐閣
- 下村恭民・不破吉太郎、(2001)「環境安全保障と地域協力:信頼醸成の条件とドナーの役割」法政 大学人間環境論集第2巻第1号、2001年12月
- 中山幹康、(1997)「メコン川流域における統合的な 管理の可能性」、国際開発学会、「国際開発研究」、 第6巻
- ____(1998)「メコン川流域国による新協定の交渉 過程における国連開発計画の役割」、水文・水資 源学会、「水文・水資源学会誌」第11巻第2号
- 舩橋晴俊(2001)「環境問題解決過程の社会学的解明」、舩橋晴俊編『加書・被害と解決過程』、講座環境社会学第2巻、有斐閣、(2001)
- 不破吉太郎 (2001)「信頼醸成と地域協力」、髙橋一生・武者小路公秀編著、『紛争の再発予防』、(財) 国際開発髙等教育機構 紛争と開発研究会、2001 (第5章)
- 堀 博(1996)「メコン河―開発と環境」、古今書院 松本悟(1998)「メコン河流域の「開発と環境」論」、 「「環境・持続社会」研究センター(JACSES)ブ リーフィング・ペーパー・シリーズ No.10」メ コン・ウォッチ ホームページ

http://www.mekongwatch.org/issues/index.html #Yunnan

「セサン川開発」、02年7月14日アクセス

注

- 1) 本稿においては、関係国(の中央政府や地方政府)・農民・漁民などの利害関係者の間で、武力対立の発生には至っていないが、利害対立が深刻化し、批判や非難が高まった状況を「紛争」と呼んでいる。
- 2) GMSプログラムはメコン川上流国である中国と ミャンマーも参加しているため、「大メコン川流 域協力計画」と呼ばれているが、本稿において は、以下においては特に断りなき限り、「メコン 川流域」とは原則として中国、ミャンマーも含 むものとする。
- 3) ラオス政府60%、タイのGMSパワー社20%、スェーデンとノルウェーの国営電力会社が設立したノルディック・ハイドロパワー(Nordic Hydropower)社が20%の出資比率でラオスにおける最初の官民合弁会社として設立した建設企業体であるトゥン・ヒンブン水力発電所会社(Theun Hinboun Hydropower Company)がダムを建設(Build)、所有(Own)し、30年操業(Operate)した後、ラオス政府に移管する(Transfer)、というBOOT方式(松本、1998 p.4)。
- 4) インドシナ地域をベトナム中部から東西に横断 する運輸インフラ(道路、橋梁、港湾等)の整 備構想で、90年代後半より推進されてきた。特 にその東部地域(ベトナムのダナンータイのコ ンケン)については完成の目途が立ち、今後、 同運輸インフラ周辺の経済特区の建設や、国境 におけるワンストップ・インスペクション(税 関や入国管理に係る業務を一つの窓口で行うこ と)を進め、国境を越えるヒトとモノの移動を 促進し経済振興を進めることにより、これを「経 済回廊」とし、実際の経済成長や貧困削減に繋 げることが目標となっている。日本は同構想の 一環として、タイのタイ・ラオス国境部分でタ イのムクダハンと対岸のラオスのサバナケット を結ぶ「第2メコン国際橋」、ベトナムの「ハイ ヴァン・トンネル建設」及び「ダナン港改良」、 ラオスの「国道9号線改修」などの案件を支援 している他、ソフト面においても、「サバナケッ ト地域の経済特別区開発計画調査」、「タイ及び ラオス国境地域総合開発調査 |、「中部越地域総 合開発」、「東北タイ北部農地改革地区総合開発 計画」等の開発調査を行っている。
- 5) タイのチェンライ (Chiang Rai) から、インド シナ地域を南北に縦断し、ラオスを経て、中国

雲南省の昆明(Kunming)に至る運輸インフラ (道路、橋梁など)の整備構想。ラオス領内の一 部区間【ボテン(Boten)~フェイ・サイ(Houei Sai)】が特に重要な隘路となっている。同区間 については、2001年11月のラオス、中国、タイ の運輸・財務・外務各省高官とADBの間で行わ れた会合で道路の路線・規格などに関する合意 が成立し、今後、フィージビリティー調査(1998 年)の環境・社会・住民移転面での見直しが ADBの技術援助を受けて行われる段階。(ADB、 GMS関係ホームページ、2002年8月16日アクセ ス)

- 6) カンボジア内の湖で大湖(Great Lake)とも呼ばれる。雨期に増水したメコン川の水を吸収して膨らみ、乾期には水をメコン川に吐き出すことで、自然の貯水池・ポンプの役割を果たしている。カンボジアの主要蛋白源である魚の産卵場所であり、同湖からの漁獲高はカンボジア国内の魚の供給量の半分近いとも言われる。
- 7) MRCメンバー国代表(局長級以上の政府高官) から成る委員会で、MRCの最高意思決定機関で ある理事会(メンバー国の閣僚級委員で構成) への流域開発計画の付議や、メンバー諸国間の 意見調整などを行う。(MRC設立協定 第4章 25条)
- 8) ダムの高さ(満水面の海面からの標高)と水没住民の数を巡って30年以上の議論が続いている プロジェクト。当初案の250mだと46万人の住民 移転が必要、と1976年時点で見込まれた。その 後これを205~210mに引き下げる案が検討され たが、結論の出ないまま現在に至っている。(堀 1996 P.350~351)
- 9) 米国の大恐慌対策としてのニューディール政策 を受けて、テネシー川に一連のダムを建設し、 以来発電・治水・用水を行っている。